少人数教育の早期推進に関する請願

請願趣旨

国は、少人数による指導体制の計画的な整備のため、義務標準法の改正を行い、小学校 の学級編制の標準を、５年かけて ３５ 人に計画的に引き下げるために、必要な教職員定数を措置することとしました。

今、学校現場は、コロナ感染症対策や校内暴力やいじめ、さらには子ども自殺の多発への対応が求められています。また教育上の大きな変化となるギガスクール構想の具体化による様々な問題を抱えています。これまで以上に子どもたち１人ひとりに応じたきめ細かな指導が必要となることからも、約４０年ぶりに一律に引き下げる少人数学級への歩みは必要です。

しかし、その実現に当たっては、全国市長会や全国町村会の意見にもみられるように、学校施設の増改築が必要となることや、教職員の多忙化があるなかで教員不足の問題等の様々な課題があります。また、小学校のみの３５人学級では不十分であり、今後、さらなる少人数学級の推進にむけて計画も求められています。

少人数学級の早期推進に向けて、以下の事項について意見書の提出を求めて請願するものです。

請願項目

1　少人数教育の実現について 公立小学校における少人数教育の実現に当たっては、設置者である市町村と学校現場の意見を踏まえた必要な支援を講じること。

2．多くのベテラン教員の定年退職期でもあり、教員の負担軽減を行い、少人数教育を可能とする教

員の確保等について、早急に実効性ある方策を講じること。

3.少人数教育の実現によって生じる公立小学校の教室不足等に対応するため、学校施設の増改築に係る財政措置を拡充すること。

4.今後、小学校のみの３５人学級にとどまらず、さらなる少人数学級の推進に向けての計画を作成すべきこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により。国に対し意見書の提出を求めます。

（提出先：衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣）